

# 飲料水貯水槽等維持管理状況報告書

## (1) 飲料水貯水槽等維持管理状況報告書

東京都では、毎年、ビルの所有者・管理者から給水設備の自主点検の記録「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」の提出を求めています。水道法に基づく簡易専用水道の検査については、「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」の提出及び東京都または特別区の立入検査をもって、受検したものとみなしています。

## (2) 内容について

人の飲用、炊事用、浴用その他の生活用に水を供給する場合は、水道法の水質基準に適合する水を供給することが規定されたため、給湯設備についても、貯湯槽の点検、清掃等適切な維持管理を実施することが必要になりました。

このため中央式の給湯設備等がある場合、その有無について記入します。

また、毎月の点検や水質検査、清掃等を実施し記録を残してください。

## (3) 報告について

飲料水貯水槽等維持管理状況報告書には、毎月の点検結果を記入するとともに、過去1年分の水質検査結果の写し及び11月分の残留塩素濃度等の記録を添付し、毎年12月にビル衛生検査係又は所管の保健所へ報告してください。

ア 報告書送付先

(ア) 渋谷区内の、延べ床面積が10,000㎡を超える特定建築物

⇒ 東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課  
ビル衛生検査係第4班  
〒169-0073 新宿区百人町3-24-1  
電話(5937)1062(ダイヤルイン)  
(必ず普通郵便でお送りください。書留、速達、翌日郵便は不可。)

(イ) 渋谷区内の、延べ床面積が10,000㎡以下の特定建築物

⇒ 渋谷区保健所生活衛生課環境衛生係  
〒150-8010(郵便の場合、住所不要)  
渋谷区宇田川町1-1区役所7階  
電話(3463)2287(ダイヤルイン) FAX(5458)4943  
保健所の窓口・郵送・FAXにて受け付けます。

イ 送付する書類

(ア) 飲料水貯水槽等維持管理状況報告書

(イ) 水質検査成績書の写し

前年の12月から報告年の11月までに至る1年間に実施した水質検査結果について(防錆剤及び中央式給湯水の検査結果も含む)

(ウ) 残留塩素等の検査実施記録票の写し

報告書提出月の前月である11月分のみ(中央式の給湯設備がある場合には、その記録票も含む。(ただし、給湯温度が55℃以上の場合、給湯温度の記録表))

ウ 報告期日

毎年12月1日から同月15日まで